

平成22年9月17日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成22年(控)第5号 懲戒免職処分取消請求控訴事件

(原審・鹿児島地方裁判所平成21年(懲)第15号)

口頭弁論終結日 平成22年7月23日

判 決

鹿児島県阿久根市鶴見町200番地

控 訴 人	阿 久 根 市
上記代表者兼処分行政庁	阿久根市長 竹原信一
上記指定代理人	山 平 俊 治
同	猿 樂 善 次

鹿児島県阿久根市浜町59番地

被 控 訴 人	中 野 貴 文
上記訴訟代理人弁護士	小 川 正 潔
同	細 川 潔
同	岡 田 俊 宏
同	増 田 秀 雄
同	本 多 剛

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は1, 2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

以下、略称については、原判決のそれに従う。

## 1 請求、争点及び各審級における判断の概要

阿久根市役所の職員である被控訴人は、控訴人の処分行政庁（阿久根市長である竹原信一）の指示（本件命令）により市役所庁舎内の各課の課名表示板等に張り出された16枚の張り紙（平成19年度の各課に所属する正規職員数とその人件費総額が記載されていた。）を、休日であった平成21年4月18日に無断で剥がし、当時の処分行政庁職務代理者であった総務課長の机の上に置いた（本件処分対象行為）。

本件（平成21年8月26日訴え提起）は、被控訴人が本件処分対象行為に及んだこと及びそのことを直ちに申し出なかったことが地方公務員法29条1項2号（職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合）、3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）に該当するとして、控訴人の処分行政庁が平成21年7月31日に被控訴人を懲戒免職とした処分（本件処分）について、被控訴人が、自らの行為は地方公務員法29条1項所定の懲戒事由に該当しない、本件処分は均衡原則に反し、他事考慮及び要考慮事項不考慮により行われた処分であって社会通念上著しく妥当性を欠いており、裁量権を逸脱濫用した違法なものであるとして、控訴人に対し、当該処分の取消しを求めた事案である。

本件の争点は、(1)著しい損害を避けるために緊急の必要があるといえるか（行政事件訴訟法8条2項2号）、(2)本件処分の適法性（裁量権を逸脱濫用したものとといえるか）の2点である。

原判決（平成22年4月9日言渡し）は、被控訴人の家族構成やその経済状況等に加えて、既に後任者が任命され、早期に本件処分が取り消されなければ職場復帰が困難となるなど著しい損害が生じかねず、審査請求を前置することなく取消訴訟を提起すべき緊急の必要性がある（争点(1)）、被控訴人が上司である処分行政庁の指示に反して張り紙を剥がしたことは地方公務員法29条1

項2号にいう職務上の義務違反に該当するものの、必ずしも悪質な動機に基づくものとはいえず、行為態様も穏やかで控訴人の通常業務を阻害するものではないし、当該行為が公務員への信頼という観点から地域社会に甚大な悪影響を与えたとも認め難いこと、被控訴人にこれまで懲戒処分歴はなく、張り紙を剥がしたことを自ら申告して反省の姿勢を示していたこと、控訴人が定める懲戒処分基準や人事院作成の懲戒処分の指針、控訴人における過去の処分事例を踏まえると、本件処分対象行為をもとに被控訴人を懲戒免職とするのは極めて重い処分といえること、控訴人の賞罰審査委員会も文書戒告の処分とするのが妥当との判断を示していたことなどから、本件処分（懲戒免職）は社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用した違法なものであるから取り消されるべきである（争点(2)）旨の各判断をして、本件請求を認容した。

これに対し、控訴人が本件控訴に及んだが、本判決は、原判決と同旨の判断をして、本件控訴を棄却するものである。

## 2 前提事実、争点及び当事者の主張

この点は、原判決4頁9行目の「本件処分は、」の後に「人事院が定める懲戒処分指針に則っている」を加えるほかは、原判決の「第2 事案の概要」欄の「2 前提事実」及び「3 争点」に各記載のとおりであるから、これらを引用する。

## 第3 当裁判所の判断

この点は、以下のとおり付加・訂正するほかは、原判決6頁5行目から13頁22行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

### 1 原判決7頁4行目の「被告職員の新規採用が行われれば、」から5行目末尾までを

「被控訴人の職場復帰が認められた場合であっても、本件処分の効力が維持されるかどうかについて早期に法的判断が示されなければ、被控訴人の身分は不安定なままとなってしまう、控訴人から再び出勤を拒まれたり、給与の支給を

拒まれるなどの不利益を受ける可能性が高いものと認められる。」

に改める。

2 原判決 8 頁 9 行目の「本件処分対象行為を行った。」の前に「竹原信一が失職した翌日である 4 月 18 日、」を、18 行目の「竹原信一は、」の後に「本件処分対象行為について、平成 21 年 4 月 24 日、自らのブログの中で、「私が抜けた市役所で生意気な事をやりはじめた職員に告ぐ。『かかっておいで、市民注視のなかで場外乱闘やろうじゃないか。容疑者の実名もここで公開する。公務員については背任の疑いがある者は罰する。当たり前だ。有名になれるぞ。前市長と職員が大バトル！実に楽しみだ。』」との書き込みをした。その後、」をそれぞれ加える。

3 原判決 9 頁 2 行目の「同月 29 日、」から 6 行目末尾までを、以下のとおり改める。

「同月 29 日になされた 2 度目の審議において、被控訴人が自らの行為に対するマスコミでの取扱いに驚愕し、「これほどまでに大きな問題になるとは思っておらず、軽率な行為で迷惑をおかけした。」などと反省していることや、剥がした張り紙をその場で破り捨てたわけではなく、総務課に返還していることなどを踏まえ、被控訴人に対する処分については控訴人が定める懲戒処分基準のうち、職場内秩序及びびん乱の場合を適用して、懲戒処分の中で最も軽い処分となる文書戒告が望ましいとする審査結果を出した。その後、処分行政庁が同年 7 月 13 日の控訴人課長会において、張り紙を剥がした職員を懲戒免職にすると発言したのを受けて、賞罰審査委員会の委員 4 名は処分行政庁と面接し、委員会の審査結果と異なるので再考してほしいなどと促した。」

4 原判決 13 頁 11 行目の「被告賞罰審査委員会は」から 12 行目の「との判断を示している」までを「控訴人の賞罰審査委員会が 2 回に亘り、本件処分対象行為について懲戒免職とするのは重すぎる、懲戒処分基準に照らして文書戒告とするのが望ましい旨の判断を示し、処分行政庁に対し、被控訴人を懲戒免

職とするのは委員会の審査結果と異なるので再考するよう申し入れていた」に改める。

#### 第4 結 論

よって、上記判断と同旨の原判決は相当であり、本件控訴には理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判長裁判官 横 山 秀 憲

裁判官 川 崎 聡 子

裁判官 空 閑 直 樹

これは正本である。

平成22年9月17日

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判所書記官 堀口 昭博

